

介護保険施設等における事故報告のガイドライン

(目的)

- 1 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき、介護保険施設等の事業者は、介護サービス提供により事故が発生した場合、市に対して報告するものとする。
- 2 事故の内容や対応の状況を市に報告することにより、安全対策に有用な情報を共有することで、事故発生の防止、再発の防止及び介護サービスの安全と質の向上を図るものとする。

(報告対象の要件)

- 3 次の事故については、原則として、事業者側の過失の有無に関わらず、すべて報告すること。
 - (1) サービス提供時に利用者が死亡に至った場合（病気等により死亡した場合でも、死因等に疑義が生じる可能性がある場合には報告すること）
 - (2) サービス提供時にけがをした場合（けがの程度は、医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合。また、けが等の対象には、異食、誤嚥、誤薬等の発生により、医療機関を受診したものとする（施設内での同程度の治療を含む）。）
 - (3) サービス提供時に利用者の徘徊や行方不明で警察に捜索願を提出した場合
 - (4) 食中毒及び感染症等が発生した場合（法令により保健所への報告が必要な場合）
報告が必要な食中毒及び感染症等の発生は次のとおり。
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死者又は重篤患者が1週間以内に2人以上発生した場合。
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
 - ウ 上の場合に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に責任者が報告を必要と認めた場合。
 - (5) 職員（従業者）の法令違反、不祥事が発生した場合。
利用者の処遇に影響があるもの（利用者からの預かり金の着服や横領、送迎時の交通事故（道路交通法）、利用者等の個人情報の紛失や漏洩など）

(6) その他、報告が必要と認められる場合

4 報告対象外においても（ヒヤリハット等）、各事業者で記録し、職員間で共有するなどして事故防止に努めること。

（報告の方法）

5 市に報告する場合は、可能な限り別記様式を使用し、第1報は別記様式内の1から6までの項目について、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。

6 その後、状況の変化等に応じて、追加の報告等を行い、事故の原因や再発防止策等については作成次第報告すること。

7 死亡事故等の重大な事故については、電話等で至急報告を行うこと。

8 事故報告書は、電子メールにて以下のアドレスに提出し、情報蓄積と有効活用等に資する観点から、別記様式のとおりエクセル形式により提出する。

件名：「事故報告（介護保険施設等名）」

提出先：kaigo@anan.i-tokushima.jp